

県指定史跡「鶴林寺の丁石 11基」（昭和33年11月25日徳島県教育委員会告示第88号）の範囲を含む「阿波遍路道」が、平成22年8月5日付け文部科学省告示第123号で官報告示され、国史跡に指定されたので、文化財の保護に関する条例（昭和32年3月29日徳島県条例第23号）第36条第2項の規定により県指定が解除となります。

（解除される文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
史跡	鶴林寺の丁石	11基	徳島県勝浦郡勝浦町大字生名参道	鶴林寺

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

（解除）

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第百九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には、第九条第二項および第五項の規定を、前項の場合には、第九条第四項および第五項の規定を準用する。

（解除）

第九条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときおよび前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

文化財保護法（抜粋）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。